



開港のひろば

YOKOHAMA ARCHIVES
OF HISTORY NEWS

編集・発行/横浜開港資料館 (財)横浜開港資料普及協会
横浜市中区日本大通3番地 〒231 電話(045)201-2100
発行日/平成5年7月17日
印 刷/株式会社 平井印刷所

当資料館が横浜市史編集室から引継いだ資料群中に「牛田雞村先生作震災紀念画集」がある。原三溪に仕えた村田徳治氏からの寄贈になる。「雞村先生當時熱海小倉邸にあり変災に際して勿惶十数里を徒して帰り行々路上の惨状を写して余に与へらる則ち狂喜珍藏する次第なり」: 大正拾参年二月との由来書きから始まり、「鮑絵」、「熱海海嘯のあと」、「熱海温泉大奮出」、「府津付近夜遊の旅」、「馬入川ノ渡舟」、「御用邸避難民」、「東海道戸塚付近」(右下図)、「横浜市中埋地」、「横浜居留地」、「東京浅草観世音」の一〇葉の墨絵(18cm×29cm)が収められている。牛田雞村(一八九〇~一九七六)は、今村紫紅を兄貴分とする新鋭日本画家グループの一員であり、古き良き横浜への哀惜はひとしおであったに違いない。今回、展示ボスターに使用した「横浜居留地」と題されたスケッチは、哀惜の情が暗黒としての夜景に

托されているとともに、燃え盛る火炎をサークライトに擬した構図に雞村の前衛的感性が仮構されていて、虚無とデカダンスに彩られた昭和モダニズムを先取りするものとなつていよう。

『関東大震災と横浜』展示資料から 服部亮英の大震災画集と

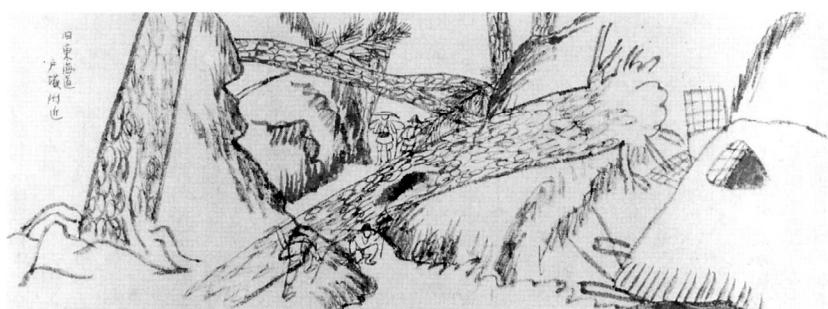


左上図は服部亮英画になる『東京大震災絵巻』の部分。大正一二年一月に大阪で開催された日本漫画会同人主催「震災漫画展覽会」に出品されたもので、池部釣、前川千帆らの出品作とともに『大震災画集』(大正一二年一月二十五日 金尾金文堂発行)に一部が収録されている。画集序文に、災後の景物は「一つとして漫画の精神、漫画の感覺、漫画の生命、漫画の条件に触れてゐないものはなかつたであろう」災後の様相を

記述する。『東京大震災絵巻』は、「大震災画集」(大正一二年一月二十五日 金尾金文堂発行)に一部が収録されている。画集序文に、災後の景物は「一つとして漫画の精神、漫画の感覺、漫画の生命、漫画の条件に触れてゐないものはなかつたといふより、災害と破壊と生活そのものが尽くフアンテージーに予約してされたかの観察へあつた」とあるように、長一〇mを超える大絵巻に、最初の衝撃、動搖避難、火災、野宿、暴動騒ぎ、買出し、自警団、焼跡探訪など横浜でも変わりはし

なかつたであろう災後の様相を余ますところなく描きつくしていて貴重である。服部亮英(一八八七~一九五五)は東京美術学校出身の洋画家。今回、子息の横浜市立大学名誉教授服部一馬氏の御厚意により「震災漫画展覽会」以来七十一年ぶりに全面公開される。

(良)



関東大震災と新聞報道

— 横浜関係の記事を中心に —

当館所蔵関東大震災関係の新聞

大正一二（一九三三）年九月一日関

東大震災が勃発、その後さまざま記録、雑誌・新聞等の特集号、写真帖、絵葉書が刊行されたが、震害火害の実態や流言蜚語の問題を考える場合、その責任を含めて新聞報道を分析することは重要なことである。当館では震災関係の新聞をかなり収集したのでまとまつた形でご覧に入れ、閲覧室でも日々複製で公開することにした。本稿では震災後二週間の横浜記事を紹介しながら、報道のもつ意味を考えてみようと思う。

震災後二カ月間に発行された当館所蔵の新聞は、四グループにわけられる。まず①今井清一氏から寄贈された、「大阪時事新報」『東京日日新聞』『都新聞』など大阪・東京の新聞を中心とする今井コレクション、次に②岡信孝氏から寄贈された、「報知新聞」をほぼ完全にそろえる岡コレクション、③大塚一氏から寄贈された、「大阪朝日新聞」や「東京日日新聞」など旧市史編集室や当館が毎日新聞など旧市史編集室や当館が収集したコレクションである。

横浜の新聞

右の新聞群には、当時横浜で発行されていた新聞、たとえば『横浜貿易新報』『横浜毎朝新報』『横浜日日新聞』などは一号もみあたらぬ。横浜の新聞社が震災で壊滅的な打撃を受けたことはよく知られているが、その復興も大阪系新聞の活躍に押されかなり遅れた。

『横浜貿易新報』の社屋は新築後わずか半年で全焼したが、九月一三日同紙はいつたん二ページの新聞を発行した。しかし一八日には全社員を解散させ嘱託二〇人で臨時の発行を続行、翌

年の一月二六日によく本格的な復刊をみていく。復刊に五ヶ月を要したというからその痛手の大きさがわかるだろう。当館が複製で所蔵する八月二六日の号数が八〇九〇、翌一三年一月二七日の号数が八二三一であるから、その間一四一号分を発行したと思われるが、現在まで一号も発見されていない。社屋が同様に焼失した『横浜毎朝新報』は一〇月八日から四ページの新聞を発行し、一二月初旬には完全な復刊をおこなったというが、これも発見されていない。また当時『横浜』にせまる勢いだった村野常右衛門・赤尾彦作

らが発行する政友会系の『横浜日日新聞』は、震災の後遺症で廃刊においてしまった（『神奈川新聞小史』、『新聞総覧』大正二三年版）。

このように横浜の新聞界は機能回復が大幅に遅れたが、動力も通信も杜絶した東京や、その代替の役目を果たした大阪の新聞の動きはどうだったのであるうか。

東京の新聞機能マヒ

九月一日、東京では加藤友三郎内閣の後継者山本権兵衛が組閣の真最中であった。各新聞社はその報道に全力をあげ、編集局には人影もまばらだったといわれる（『日本新聞百年史』）。その取り込み中のところを震災が襲った。東京市内にあった一八の新聞社は、東京日日新聞・報知新聞・都新聞をのぞき倒壊あるいは焼失した。

類焼をまぬがれた『東京日日新聞』（有楽町）は停電の中、散乱する活字を拾い、足踏印刷機で小型の第一号外を数百枚印刷、午後二時頃東京市内要所に貼り出し避難民の集合場所に配付だ。当館が複製で所蔵する八月二六日の号数が八〇九〇、翌一三年一月二七日の号数が八二三一であるから、その間一四一号分を発行したと思われる。現在まで一号も発見されていない。社屋が同様に焼失した『横浜毎朝新報』は一〇月八日から四ページの新聞を発行し、一二月初旬には完全な復刊をおこなったというが、これも発見されていない。また当時『横浜』にせまる勢いだった村野常右衛門・赤尾彦作

らが発行する政友会系の『横浜日日新聞』は、三日の「横浜市は全滅／死傷者数万」が最初である。五日になると送電が始まり六日からは本社で印刷を開始した。六日の記事「巡回一千名行方不明／横浜の惨害益々猛烈／残存する人家は一軒もない／大家事務官報告」には横浜の三日の状況が記されている。七日の一面には「全滅せる横浜／震災より戒厳令まで」「裁判長、検事正みな庄死／横浜地方裁判所は執務中に全滅」「意外に多く帰る開放された囚人／開放したのは横浜だけ」の記事が並び、九日・一〇日の一面では航空写真などが横浜の被害を伝えた。一二日一面は後藤内相や財部海相の横浜視察記事を掲載、東京よりも悲惨な状態に驚く彼らの様子を伝えている。

東京で最大の発行部数を誇っていた『報知新聞』（有楽町）は、震災の前年に耐震建築の新社屋を完成していた。東京で最大の発行部数を誇っていた『報知新聞』（有楽町）は、震災の前年に耐震建築の新社屋を完成していた。しかし活字ケースが転倒、社は地下室の活字を使用し手刷りの号外を発行、電柱等に貼つてまわった。工場争議の経験をもとに号外を出せるだけの活字を保有していたことが幸いしたらしい。二日は『東日』と同様上毛新聞で印刷、数万の号外を東京中心に配付した（『日本新聞百年史』）。送電が開始された五日には二ページ新聞を発行、避難所や東京市内に無料で配付したというが、当館所蔵のものを見ると裏ページに本所被服廠跡の累々たる屍の写真が掲載され、しかも下半分は削除されている。これは内務省の検閲の跡と思われる。

九日付夕刊では、横浜の被害状況、とりわけ富士瓦斯紡績会社の女子工員千五百名の圧死が伝えられた。

火災を免れ被害が少なかった『都新聞』(内幸町)は活字が散乱したため、二日に謄写版で号外を印刷し、市内各方面に貼り出した。その後『報知新聞』から用紙を借り受け八日にハベージの新聞を復刊している。復刊号七面には、「横浜脱出の記／全市に火災起り／酸鼻を極む／列を作つて橋上を逃ぐ／物凄かりし其夜の光景」と題する同社記者の九月一日の火災体験が、一二日に是居留外国人などの消息が、一三日には焼土による海岸埋立計画などが掲載されたが、記事には歌舞伎役者などの消息を伝えるのが多かつたため、時局柄その是非が取り沙汰された(『都新聞史』)。

『東京朝日新聞』は滝山町の新社屋が午後六時頃類焼。工場では活字が散乱、足踏機で三時頃三百枚の号外を印刷し銀座方面に配付した。共同印刷や日清印刷などで号外を印刷配付、その後『大阪朝日新聞』の救援を受け一二日には朝刊四ページを発行している。一四日一面には「市街を縦横に縫ふ大亀裂の横浜／東京以上の惨禍の跡」や森岡一郎神奈川県警察部長・渡辺勝三郎横浜市長の談話が掲載された。困難な状況となつた。そのため東京の交通機関や通信網が寸断されるや、地方では東京・横浜からの情報入手が

かわりに大阪が新聞報道の中心とならざるを得ず、当初情報は海軍省船橋送信所や大宮・高崎・長野など東京近県からの電話で伝わることになった。

『大阪朝日新聞』は正午、東京との電信電話の不通によりその異変を察知している。その後午後九時頃横浜沖のコア丸を中継に横浜の罹災、水・食料の救援を求める神奈川県警察部長森岡二朗の無線電信をキャッチしたが、正確な情報の入手は依然として困難な状況にあった。『大朝』は二日浜松と大阪から飛行機を京浜へ飛ばし、三日には「大震災活動写真」を大阪市民に公開した(新聞資料ライブラリー「関東大震災」上)。七日付夕刊には「桟橋と共に海中へ墜落／遭難した成沢東

朝社員手記／横浜大震害利那の惨状」と題してエンプレス・オブ・オーストラリア号を見送りにいった記者の震災当日の体験を、九日には「全滅した横浜／慘害詳報／焼失倒壊七万一千戸／外人も悉く死んだ」を掲載している。

『大阪毎日新聞』は一日から号外を出し続け、二日の朝刊には「横浜の大建築物殆ど倒壊し尽す／海嘯起り流失家屋無数／横浜市は殆ど全滅せり／横浜浅野両ドック破壊／大阪商船支店も崩壊焼失／ロンドン丸接触して破損」の記事を一面トップで掲載した。これは一日夜潮岬無線局が鉤子無線局から遣、二日朝長野から名古屋支局経由で

電報を送った加藤直士記者の詳報が『大毎』の二日第三号外に掲載された。

五日付夕刊には、特派員三好正明が二日に飛行機から被災地を見た実見記

部長行方不明／英米領事を始め外人百名死亡」などの記事が、八日付夕刊一面には中央職業紹介所などの写真が掲載されている。

六日の『大阪時事新報』は、「時事新報特派記者田丸鎮雄の「白刃の警戒線突破記／大震害第三日までの詳報」を第一面全面に掲載した。三日に東京を出発し五日に大阪に到着するまでの、王子・澁川付近の検問、自警団の実態などの記述箇所では伏字が使われている。別

面では塩沢元治記者が「死を決して帝都に入る」の見出しで、三日午前九時横浜港に到着後の横浜の惨状や陸戦隊・騎兵の行動を具体的に報道したが、やはり伏字が用いられている。また別記事

に入れる」の見出しで、三日午前九時横浜港に到着後の横浜の惨状や陸戦隊・騎兵の行動を具体的に報道したが、やはり伏字が用いられている。また別記事

は五日までの概要が掲載された。七日付夕刊の一面には「最も新しく詳しい

横浜の惨状／知事、警察部長、市長は無

事／横浜にて、中村特派員五日発電」に

は五日までの概要が掲載された。七日付夕刊の一面には「最も新しく詳しい

横浜の災害実記として「死滅の市横浜の惨状を直視して」の記事が載つたが、これは第四駆逐艦に便乗して三日夕刻

横浜桟橋に到着した特派員森岡亨二記者の記録である。七日付録には、横浜からロンドン丸で大阪に避難した八二

新聞報道の統制

次に新聞報道が震災で担つた意味で、あるが、これは土岐嘉平大阪府知事が一三日に後藤新平内務大臣にあてた

「新聞紙出版物取締ニ閣スル一般状況報告」中の、「一般通信機関ノ杜絶セ

ルヤ民衆ハ震災地ノ情報ヲ新聞紙ニ待ツコト最モ厚」かつたという表現にいみじくもあらわれている。しかし「人

心ノ安定ヲ缺クカ如キ事項例ハ暴徒ノ蜂起、略奪、不穏ニ亘ル事項、銀行ノ取付、閉鎖、又ハ経済会ヲ攪乱スル虞アル事項其他苟モ人心ヲ惑乱セシムル惧アルノ事項」は「新聞紙ニ掲載」させぬ禁止差押処分がとられたことも周知の事実である(返還文書)。

内務省は三日、「朝鮮人の妄動に関する風説は虚伝に亘る事極めて多く、社會不安を増大するものなるを以て、一切掲載せざる様御配慮相煩度尚今後如上の記事あるに於ては発売頒布を禁止せらる、趣に候」との警告書を各新聞社に送付(警視庁『大正大震災誌』)、五日には地方長官に記事差押処分を委託し検閲を厳重にした。戒厳令下の新聞には「朝鮮人来襲」等の流言記事が掲載されなくなり、処分が相次ぎ、逆に

政府の指示でその否定が始まることはない。これは軍や警察が、予想をこえる自警団などの暴走に歯止めをかけざるを得なかつたためである。関東大震災は自然災害であったが、同時に日本人が数多くの過ちを犯した人災の面を色濃くもつていた。

横浜新風土記稿

(21)

鉄砲と村の歴史

はじめに

我々は仕事柄、市域の旧家を調査に訪れることが多いが、その際古い鉄砲に出会うことがある。勿論、鉄砲とはいっても使用できないものが大部分で、現在では武器としての意味は持っていないが、これらの鉄砲の残骸は、かつて村々に多くの鉄砲があつたことを我々に教えてくれる。

『横浜新風土記稿』では、これまで「人の活動」を中心に市域の歴史を紹介してきたが、今回は少々視点を変えて市域に残された鉄砲という「もの」を題材に市域を眺めてみたいと思う。

害獣と村の鉄砲

一般的に江戸時代中期以降の日本では農民が鉄砲を兵器として使用することが禁じられ、農民の鉄砲所持は厳しく制限されたといわれている。しかし、そうした統制下にあっても農民が鉄砲を打てなかつたわけではなく、多くの鉄砲が村に存在していた。なぜなら日本には山がちの村々が多く、猪・鹿・鳥獸が耕地を荒すことが屢々であったからである。このため、幕府も農民たちの鉄砲使用を認めざるを得ず、農民

の中には鉄砲を所持する者が存在し続けることになる。もっとも、農民たちが自由に鉄砲を使用できたわけではなく、その使用に際しては幕府からの規制を受けたことは言うまでもない。

特に市域農村の場合、御捉飼場（将军軍の鷹狩り用の鷹を捕獲したり、鷹の訓練をしたりする場所）に指定された村々が多くあり、これらの村々での狩猟には幕府から強い規制が加えられた。たとえば、幕府は享保一四年（一七二九）に農民の鉄砲使用に関する触書を公布し、この中で市域の農村に対しても毎年八月一日から三月晦日までの鉄砲使用を禁止している（『日本財政経済史料』第二卷一〇八二頁）。また、

幕府は、この後、鉄砲の使用についても手続きを定め、こうした手続きを通じて鉄砲の数と使用者を掌握していくことになった。次に掲げる史料は神奈川区の旧家鈴木登久治家が所蔵する鉄砲について記した願書や届書で、幕府が定めた手続きを具体的に跡づけるものである。まことに、御地頭所様の御役人中様へ奉存候、以上

（史料一）

乍恐以書付奉願上候
武州橘樹郡下菅田村惣百姓奉申上候、
近年猪・鹿多分發向仕、耕作仕付難成
困窮仕候、依之玉込鉄砲壹挺御預ヶ被
下置候様奉願上候、何卒以御慈悲ヲ願
之通り被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ
奉存候、以上

弘化三年四月
下菅田村
百姓代 久次郎
組頭 政右衛門
名主 豊八

（史料二）

都合物数三ツ
右は四月朔日より七月廿五日迄御預ヶ
被下置候鉄砲ニテ猪・鹿打留申候、依
之物數書付奉差上候、尤も御預ヶ被下
置候鉄砲壹挺御返上奉申上候、右之通
り打留證文奉差上候、以上

弘化三年四月
下菅田村
百姓代 久次郎
組頭 政右衛門
名主 豊八

（史料三）

差上ケ申一札之事
一、猪 二ツ
一、鹿 壱ツ
都合物数三ツ
右は四月朔日より七月廿五日迄御預ヶ
被下置候鉄砲ニテ猪・鹿打留申候、依
之物數書付奉差上候、尤も御預ヶ被下
置候鉄砲壹挺御返上奉申上候、右之通
り打留證文奉差上候、以上

弘化三年四月
下菅田村
百姓代 久次郎
組頭 政右衛門
名主 豊八

は領主を通じて幕府大目付に提出され、その後、幕府の許可によって発砲が許されることになる。

また、この「願書」には、領主から鉄砲を押借したいと記されており、農民は鉄砲を打つ度に領主から鉄砲を押借することになっていた。しかし、実際には村々に鉄砲が常備されていることが多く、幕府は「願書」を提出させることによって「村の鉄砲」を形式上は「領主の鉄砲」として規定していたようである。

ところで、こうして村々での発砲が許可されると今度は史料二の「請書」が領主に提出されることがある。この「請書」には害獣以外のものには発砲しないことが記され、農民が鉄砲を使用するにあつては鉄砲を一種の「農具」として利用すべきであると定められている。さらに、狩獵の期間が終了すると、最後に史料三が提出され、殺した害獣の数が領主に届けられた。

弘化三年四月

下菅田村
百姓代 久次郎
組頭 政右衛門
名主 豊八

〔史料二〕
御役人中様
差上ケ申一札之事

〔史料三〕
御役人中様
差上ケ申一札之事

このよう農民の鉄砲使用には厳しい制限が加えられ、「村の鉄砲」は領主が所有する害獣駆除のための「農具」の一種として位置づけられた。しかし、同時に害獣駆除を目的とする限り農民にも鉄砲を打つことができ、市域の村々には害獣駆除用の鉄砲が少なからず存在していくことになった。また、毎年、決められた「獵師」による狩が定期的に行われることにもなったのである。

もっとも、近世後期までの「村の鉄砲」の数は一つの村に一挺から數挺にすぎず、それ程多いものではなかった。しかし、文久期（一八六一～一八六三）以降、だいに情況は変化し、一つの村に大量の鉄砲が保有されるようになる。そこで、次に文久期以降の「村の鉄砲」について眺めてみたい。

「農具」から「兵器」へ

幕末期の市域の村々にどれ程の鉄砲があつたのか具体的な数字は分からぬ。しかし、戸塚区のある村では元込ライフルなど八十挺以上の鉄砲があつことが確認され、數十挺の鉄砲を持つ村も珍しくなかった。では、村々にこのように大量の鉄砲が置かれるようになつたのはなぜなのだろうか。そのきっかけとなつたのは文久元年（一八六一）二月一日に公布された触書で（昭徳院殿御実紀）、この触書の公布以後、「村の鉄砲」は大きく性格を変えていくことになる。そこで、まず、この時、公布された触書を示しておこう。

〔史料四〕

このよう農民の鉄砲使用には厳しい制限が加えられ、「村の鉄砲」は領主が所有する害獣駆除のための「農具」の一種として位置づけられた。しかし、同時に害獣駆除を目的とする限り農民にも鉄砲を打つことができ、市域の村々には害獣駆除用の鉄砲が少なからず存在していくことになった。また、毎年、決められた「獵師」による狩が定期的に行われることにもなったのである。

もっとも、近世後期までの「村の鉄砲」の数は一つの村に一挺から數挺にすぎず、それ程多いものではなかった。しかし、文久期（一八六一～一八六三）以降、だいに情況は変化し、一つの村に大量の鉄砲が保有されるようになる。そこで、次に文久期以降の「村の鉄砲」について眺めてみたい。

「農具」から「兵器」へ

幕末期の市域の村々にどれ程の鉄砲があつたのか具体的な数字は分からぬ。しかし、戸塚区のある村では元込ライフルなど八十挺以上の鉄砲があつことが確認され、數十挺の鉄砲を持つ村も珍しくなかった。では、村々にこのように大量の鉄砲が置かれるようになつたのはなぜなのだろうか。そのきっかけとなつたのは文久元年（一八六一）二月一日に公布された触書で（昭徳院殿御実紀）、この触書の公布以後、「村の鉄砲」は大きく性格を変えていくことになる。そこで、まず、この時、公布された触書を示しておこう。

〔史料四〕

此頃近在所々江浪人又ハ無宿軀之者徘徊致し、無心ケ間敷事共申懸、及不法候者も有之哉ニ相聞、不届之事ニ候、向後右躰之者共立廻り候ハ、聊無用捨捕押置、早々可被申聞候、尤手ニ余りては相互ニ加勢差出候様可被致候。この触書には、浪人・無宿人が村々に立ち廻った時には、直ぐさま捕らえること、手に余つた場合には鉄砲を使用してもよいことが記されている。つまり、この触書は、農民が鉄砲を対人兵器として使用しても良いことを定めた最初の法令だったのである。

また、この触書は、関東取締出役によつて広く村々に伝達され、これ以後、関東取締出役は、この触書に基づき「村の鉄砲」の兵器化を推し進めていくことになる。当時、地域の治安は政治的混乱から著しく悪化しており、幕府は害獣駆除用の鉄砲を所持する農民を浪人や無宿人を取り締まるための組織に組み入れていつたとみることができるのである。

この点について幕府代官江川英敏は「猪・鹿威之季打・四季打鉄砲所持之百姓」を「手配人数」に加えるべきであると述べ（『神奈川県史』資料編十、七〇〇頁）、この時期から一種の「農具」であった「村の鉄砲」は対人兵器としての性格を併せ持つことになったのである。

では、この段階での治安の悪化とは具体的にどのようなものだったのだろうか。その理由としては次の点をあげることができる。第一は、攘夷派浪士の横行と外国人殺傷事件の続発である。安政六年（一八五九）の横浜開港は攘夷派浪士を大いに刺激し、同年七月には横浜でロシア人の殺傷事件が発生している。また、同年十月にはフランス領事館に勤める中国人が二人の武士に殺され、翌年一月にはオランダ商船の船長が殺害された。さらに、万延元年（一八六〇）の桜田門外の変以後、攘夷派の活動は活発化し、九月には江戸でイタリア人が、一二月にはアメリカ公使館のヒュースケンが襲われている。

このような事件の続発は、大きな外交問題であり、一步間違えば戦争にもなりかねなかつた。にもかかわらず、幕府は未然に事件を防ぐこともできなければ、多くの場合、犯人を捕らえることでもできなかつた。ここにおいて幕府は農民の鉄砲使用を認め、外国人遊歩地内での攘夷派の監視と犯人逮捕による「村の鉄砲」を使っていくことになるのである。

たとえば、文久二年（一八六二）閏八月に関東取締出役が村々に順達した触書では「万一異人江対、不法・乱防手ニ余候ハ、疵付候共不苦候」と外国人殺傷事件の犯人に対して農民が武力を使うことを認めていた（前掲『神奈川県史』七〇八頁）。また、元治元年（一八六四）に鎌倉でイギリス人が殺害された時には神奈川奉行が「打殺候共不苦」と犯人の射殺を許可している（神奈川区、『鈴木登久治家文書』）。

この理由としては次の点をあげよう。第一は、攘夷派浪士の横行と外国人殺傷事件の続発である。安政六年（一八五九）の横浜開港は攘夷派浪士を殺すための兵器として位置づけられていくことになる。

ところで、地域の治安を悪化させたのは攘夷派の浪士ばかりではなくた。当時、攘夷派の浪士に加え、無宿人や悪党が横行し、これが外国人の殺傷事件の続発に加え、幕府の大きな悩みとなっていた。たとえば、文久元年（一八六一）十月、関東取締出役は和宮の下向に際し村々の治安についての調査を順達し、この中で農民が無宿人や悪党を逮捕することを命じている（前掲『神奈川県史』六九六頁）。また、文久三年（一八六三）二月の触書でも、農民が無宿人や悪党の取締りに当たるよう重ねて達している（前掲『神奈川県史』七一七頁）。

さらに、同年七月の触書（史料五、前掲『神奈川県史』、七二〇頁）では、前掲『神奈川県史』、七二〇頁）では、悪党や賊が村々へ来た場合に農民が彼らを射殺したり、切り殺しても良いと命じている。こうして「村の鉄砲」は、村の治安を守る兵器としても位置づけられていくことになる。

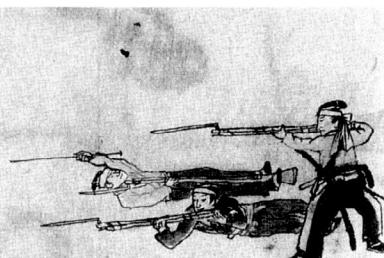
〔史料五〕

異人渡來已來横浜御開港ニ相成候ニ付、万一異人御打払等可被仰出も難計、依て其凶ニ乘し自然悪党共乱防或ハ賊とも横行可致も難計、其節ハ大小惣代・寄場役人ども精々出精致、探索之上召捕方可仕候、若手ニ余り無余儀場早々申立、相違無之儀ニ候ハ、御取締

御出役様方御見分之上、手軽ニ御取計
可被下様被仰渡候

農兵隊の設置と鉄砲

このように「村の鉄砲」は文久期になつて兵器としての性格を付与されたが、この段階に入つても鉄砲の数そのものは、それ以前と大きく変化するところはなかつた。しかし、その後、各村々で農兵隊が設置されるようになると、村が保有する鉄砲の数は飛躍的に増加していくことになる。



幕末の農兵隊

が設置され、その後、他の関東の代官支配地でも農兵隊の設置が進められた。

農兵隊設置の目的は鉄砲による農村の武装化で、地域の治安を農民に行わせるものであつた。たとえば、慶応三年(一八六七)に設置された川崎宿寄から壯健な農民四十人が選ばれ、幕府から西洋銃を貸与されている。また、農兵隊教授役として八王子千人同心が迎えられ、定期的に軍事訓練が実施された(鶴見区『添田茂樹家文書』)。こ

うして村が保有する鉄砲は飛躍的に増加し、その威力も著しく強化された。さらに、「村の鉄砲」が組織化されるのに伴い、その機能も一層拡大していくことになる。すなわち、從来は攘夷派浪士と無宿人だけに向けられた鉄砲が一般の百姓や諸藩の藩士にも向けられるようになつたのである。

そのきっかけとなつたのは慶応二年(一八六六)六月に発生した「武州一揆」で、この時、農兵隊の鉄砲は一揆勢の鎮圧に大きな役割を果たすことになった。この結果、農兵隊が設置されなかつた地域でも農兵隊の設置が進み、これ以後、農兵隊の鉄砲は一揆勢に対するものとして位置づけられた。

ちなみに、農兵隊の設置を最初に提唱したのは幕府代官の江川英竜で、彼は嘉永二年(一八四九)以来、再三にわたつて農兵隊の設置を幕府に建議していた。また、文久二年(一八六二)には英竜の子英敏も同様の建議をおこない、その建言は文久三年(一八六三)十月に幕府に入れられるものとなつた。その結果、まず江川の支配地で農兵隊

同時に、農兵隊が置かれていない地域に農兵銃隊を設置することを命じている(前掲『神奈川県史』、七九七頁)。

こうして從來「村の鉄砲」が持つてゐた一種の「農具」としての性格は完全に変化し、農民の武力行使を禁止するという幕府の原則も崩れ去つていくことになつた。先述したように、幕府は既に文久元年(一八六一)以降、農民の武力行使を認めていたが、そこでの鉄砲は害獸駆除用の「農具」を武器に転用したものにすぎなかつた。しかし、農兵隊の鉄砲は最初から対人兵器として農民に貸与され、幕府の從來の原則を全く空文化するものであった。

このため、農兵隊の設置が進むのにともない、幕府は從來の「村の鉄砲」に対する規制を変更する必要に迫られていくことになる。ちなみに、幕府が従来の鉄砲統制の方法を停止したのは慶応三年(一八六七)のことである。この頃までに国内の治安は回復し、村々で大量の鉄砲を保有する必要性は急速に薄れていつた。そのため、この頃から新政府に不要になつた鉄砲を献納する人々が増えていつたといわれている。

たとえば、鎌倉郡平戸村(戸塚区)の萩原連之助は幕末期に地域の農兵隊を指導する立場にあつたが、明治九年(一八七六)三月二二日に元込ライフル三九挺、先込ミニネール銃三九挺、ゲルヘル銃五挺を神奈川県に献納している(『開港のひろば』二六号、『展示余話』参照)。彼が神奈川県に銃を献納した理由については不明であるが、この頃から「村の鉄砲」が再び減少し始めていたことは間違いないと思われる。

では、明治時代に入ると、「村の鉄砲」はどうなつていくのだろうか。次に掲げる史料は明治五年(一八七二)正月に交付された太政官布告第二八号第五則で、鉄砲の所持について定めたものである。

(史料六)

華族ヨリ平民ニ至ル迄、免許銃類ヲ除クノ外、軍用ノ銃砲並弾薬類ビストーリニ至ル迄、私ニ貯蓄不相成、就テハ是迄銃々所持致居候軍用銃砲ハ一々其管廳ニ持出、東京・大阪ハ武庫司ヘ持出、別紙銃砲改刻印式ノ通り番号官印ヲ受可申、他人ヘ譲り與ヘ候節ハ第二則ノ手続ニ従フヘシ。

史料によれば、この段階で国民が自由に銃砲を所持することが禁止されている。また、この頃までに国内の治安は回復し、村々で大量の鉄砲を保有する必要性は急速に薄れていつた。そのため、この頃から新政府に不要になつた鉄砲を献納する人々が増えていつたといわれている。

たとえば、鎌倉郡平戸村(戸塚区)の萩原連之助は幕末期に地域の農兵隊を指導する立場にあつたが、明治九年(一八七六)三月二二日に元込ライフル三九挺、先込ミニネール銃三九挺、ゲルヘル銃五挺を神奈川県に献納している(『開港のひろば』二六号、『展示余話』参照)。彼が神奈川県に銃を献納した理由については不明であるが、この頃から「村の鉄砲」が再び減少し始めていたことは間違いないと思われる。

その後の鉄砲

(西川武臣)



外国人居留地の船大工

ヘンリー・クック

H.クック
(V.ホスキング氏提供)

当館には、ときふき、横浜に住んでいた祖先のことを知りたいという外国人がみえる。五年ほど前にイギリスから来訪されたホスキング夫人は、船大工クックの曾孫にあたる人であった。互いに情報や資料を交換したが、その後、夫人のクック伝が出版された (Veronica Hosking, *A Trace of Pride*, Peterborough, 1991)。これは厳密な意味での伝記ではないが、資料や史実にそつて話をふくらませ、魅力ある読み物となっている。

骨格となつていてる資料は横浜の英字新聞の記事、とりわけ裁判記事である。クックは何度も裁判に巻き込まれ、そのおかげで私たちはクックのことをかなり知ることができる。夫人の本を参考に、こうした資料からクックの人生を簡単にたどつてみると、

ヘンリー・クック ([1836.4.3-]1906.9.27) はアイルランドの生まれ。ウェールズのニューポートで育ち、本当の名はジェレマイア・キャロルといつた。船大工の徒弟奉公出ていたが、一七歳で出奔し、以後ヘンリー・クックと名乗ることになる (Japan Weekly Mail 1882.7.8, 1886.1.16)。

一八五〇年代には中国沿岸で回漕業

当館には、ときふき、横浜に住んでいた祖先のことを知りたいという外国人がみえる。五年ほど前にイギリスから来訪されたホスキング夫人は、船大工クックの曾孫にあたる人であった。互いに情報や資料を交換したが、その後、夫人のクック伝が出版された (Veronica Hosking, *A Trace of Pride*, Peterborough, 1991)。これは厳密な意味での伝記ではないが、資料や史実にそつて話をふくらませ、魅力ある読み物となっている。

骨格となつていてる資料は横浜の英字新聞の記事、とりわけ裁判記事である。クックは何度も裁判に巻き込まれ、そのおかげで私たちはクックのことをかなり知ることができる。夫人の本を参考に、こうした資料からクックの人生を簡単にたどつてみると、

ヘンリー・クック ([1836.4.3-]1906.9.27) はアイルランドの生まれ。ウェールズのニューポートで育ち、本当の名はジェレマイア・キャロルといつた。船大工の徒弟奉公出ていたが、一七歳で出奔し、以後ヘンリー・クックと名乗ることになる (Japan Weekly Mail 1882.7.8, 1886.1.16)。

についていたらしい。ヘンリー・エリス号に船大工として乗り組んでいた一人が家屋建設を担当した。商売は繁盛し、三〇~三五人の日本人を雇つていった (Japan Herald 1862.5.17)。しかし次第に不仲となり、一八六一年六月にはクックの要求でパートナーシップを解消している (JW 1862.6.14)。その後、キヤメロンと堀川通り一一番にキヤメロン・アンド・クックを設立し、アザラシやカワウソ類のスターナーを多数建造した (『ジャパン・ガゼット横浜五〇年史』)。一八六七年には一五番の工場はクックひとりの事業となり、一八八〇年には日本人一〇〇人、一八八三年には一二〇人を雇う規模に発展している (ディレクトリ)。

クックは何度も裁判に巻き込まれ、そのおかげで私たちはクックのことをかなり知ることができる。夫人の本を参考に、こうした資料からクックの人生を簡単にたどつてみると、

ヘンリー・クック ([1836.4.3-]1906.9.27) はアイルランドの生まれ。ウェールズのニューポートで育ち、本当の名はジェレマイア・キャロルといつた。船大工の徒弟奉公出ていたが、一七歳で出奔し、以後ヘンリー・クックと名乗ることになる (Japan Weekly Mail 1882.7.8, 1886.1.16)。

この間にクックはメリーニュアード・バトラーと結婚、二女一男をもうけたが、一八七八年に妻に先立たれた。一八八〇年頃には、クックは造船ばかりでなく、貨物船の共同所有者になつたり、カワウソ猟に投資したりと、余裕のある生活ぶりだったようである (JWM 1885.10.17)。ところが一八八一年から八六年まで、クックは一連の訴訟に巻き込まれる。

訴訟の発端は、クックが共同所有者であった貨物船パーミニオウ号が一八八〇年一月に台湾沖で遭難したことである。一八八一年二月、船長であつたアボットは、クックに対して、船長との給料や船の維持修理代などの支払を請求する訴訟を起こした。裁判ではアボットが勝訴し、クックは四千ドル近い債務を負つた。上告したもののが、翌八二年五月には却下された (Japan Daily Herald 1881.2.17, JW M 1882.5.20, 1885.10.17)。

クックがこの債務を果たさないため、同年七月、アボットが再びクックを訴える。この裁判で、クックは「工場を一八八〇年にジョン・キャロルに譲渡してしまつており、経済的に苦しむ」と証言する (JWM 1882.7.8)。

ジョン・キャロルはクックの実弟で、一八七四年から工部省鉄道寮に鍛冶工として雇われていたが、一八八〇年から兄の工場に加わっていた (JWM 1885.10.17, 『資料御雇外国人』)。

ところが、この譲渡の真偽をめぐつて兄弟が対立することになる。クック

によれば、これは、クックの債務を回避するために、兄弟でしめしあわせて名義だけキャロルのものにしたのだった。しかし、キャロルは譲渡の証書は本物だと主張して、工場の引渡しを要求するようになる。こうして、一八八五年三月にはキャロルがクックに対して裁判を起こし、一〇月には、債権者がアボットがクックとキャロルの二人を訴えるという成り行きとなつた (JWM 1885.10.17)。

結局、譲渡の証書は無効との判決がくだつたが (JWM 1885.10.31)、クックは偽証罪に問われ、一二月一日に一ヶ月の実刑判決を受けて、その日から刑に服した (JWM 1885.12.5)。

一八八七年キルドイルとウィットフィールドが經營する二つの鉄工所を前身としてヨコハマ・エンジン・アンド・アイアン・ワークス株式会社が設立され、刑を終えたクックは、木工職工長として、これに加わる。娘の夫G. ウォーネックもキルドイル工場時代から職工長として働いていた。一八九二年頃、もとの一五番にウォーネックがピーターソンと組んで造船鉄工所を開き、クックも移つた。一八九四年頃には本牧に再び自分の造船所をつくる (ディレクトリ)。一九〇六年九月、横浜で半世紀近く造船に携わった人生を閉じた。山手外人墓地にねむる。

なお『横浜ものはじめ考』や、鈴木淳「横浜の造船業と外国人」(近代横浜の政治と経済)所収)も参照されたい(いずれも当館刊)。(伊藤久子)

▼展示
 (1)『関東大震災と横浜』 7／17～10
 /24 大正十二年の関東大震災による
 「古き良き横浜」の壊滅、その後の復
 旧と復興の過程を多角的に紹介する。
 記念講演会 9／4(土) 講師服部一
 馬 内田四方蔵(募集要領は「広報よ
 こはま」にて発表します)

(2)『横浜上海友好都市提携30周年記念
 『横浜と上海』(仮題) 10／30～2／



この度、閲覧室の一部改造と書架の
 増設を行い、増設した書架には、利用
 頻度が比較的高い新聞資料を並べまし
 た。従来開架で閲覧することができた
 『横浜貿易新報』・『横浜毎日新聞』・
 『Japan Weekly Mail』(以上マイクロ
 フィルムからの紙焼複製版、以下
 複製版)などに加え、新たに『時事新
 報』(複刻版)・『東京日日新聞』(複
 制版)・『日新真事誌』(複刻版)・『The
 Daily Chronicle』(複製版)などを
 原合名会社(弁天通三丁目)における
 た生糸日報社が毎夕刊行した日刊紙
 で、内容は主に生糸の商況報告である。
 明治三一(一八九八)年創刊といわれ
 るが、今回開架に用いられるのは当館が所蔵
 する原紙の複製版であり、明治三三(一
 八九〇)年七月一日号から明治三五(一
 九〇二)年一二月三〇日号(欠号多)
 である。

○『仮名読新聞』(複刻版)

明治時代前期の三面記事中心のいわ
 てある。

4 上海市の関係機関と協力し、開港
 以後一九二〇年代頃までの両市の歴史
 をたどる。

記念講演会 日程・講師等詳細は「広
 報よこはま」にて発表します。

(3)『横浜の近代農村』(仮題) 2／11
 /4月下旬 大正期以降の横浜の農村
 問題を多角的に紹介する。

▼贈贈資料
 (1)煎茶茶碗「横浜の風景」 一点(千
 葉県成東町 石川敏雄氏)
 (2)絵はがき「日刊新聞発祥の地記念碑」
 一点(東京都目黒区 羽島知之氏)
 (3)宿泊人名帳 三点(旭区本村町 篠
 崎八重氏)
 一点(北寺尾 木村昌之氏)

▼出版物

(1)『近代横浜の政治と経済』 價格二
 ○〇〇円 横浜近代史研究会の成果を
 まとめたもので、主に20世紀初頭の横
 浜の都市形成に関する論考七編が収め
 られている。

(2)『19世紀の世界と横浜』 價格二
 八〇〇円 横浜近世史研究会の成果を
 まとめたもので、開港期の横浜を射程
 に置いた論考一四編が収められていて

Kobe Chronicle』(複製版)などが閲
 覧室で直接手に取りみられるようにな
 りました。そこで今回は新たに開架
 書架に並んだ新聞のうち、日本語新聞
 をいくつか選び紹介します。

○『生糸日報』(複製版)

原合名会社(弁天通三丁目)における
 た生糸日報社が毎夕刊行した日刊紙
 で、内容は主に生糸の商況報告である。
 明治三一(一八九八)年創刊といわれ
 るが、今回開架に用いられるのは当館が所蔵
 する原紙の複製版であり、明治三三(一
 八九〇)年七月一日号から明治三五(一
 九〇二)年一二月三〇日号(欠号多)
 である。

○『東京日日新聞』(複製版)

東京で刊行された最初の日刊紙であ
 れた。

(5)『横浜貿易新報』連載小説「女魔」
 切り抜き 一綴(戸塚区矢部町 松本
 貴美子氏)

(6)高橋家定書 一点(磯子区下町 赤
 尾亀代氏)

(7)佐藤虎次郎肖像画ほか 三点(港北
 区高田町 佐藤愛輔氏)

▼お知らせ

今号から展示関連の「対談」のコ
 ネーがなくなりました。読者の方々に
 は、やや物足りない感じを持たれる方
 もいるかもしれません。ほかのコト
 ナーや事業をより充実させるため、思
 い切って減頁に踏み切りました。御理
 解をいただければと思います。

▼人事異動

館長 物部匡(七月一日付)
 副館長 岩崎一夫(五月一四日付)
 調査第一課長 薩藤多喜夫(四月一日
 付)
 調査第二課長 佐藤孝(四月一日付)
 見区北寺尾 木村昌之氏)

ゆる小新聞(こしんぶん)の一つで、
 明治八(一八七五)年横浜で創刊され
 た。明治一〇(一八七七)年「かなよ
 み」と改題、同一三(一八八〇)年一
 四〇一号をもって廃刊となつた。編集
 は仮名垣魯文が中心で、軽妙洒脱な記
 事を特徴とした。

○『時事新報』(複製版)

福沢諭吉が創刊した日刊新聞で、明
 治一五(一八八二)年三月創刊された。
 福沢が本紙に発表した主要な論文は、
 世論や政府政策の動向に大きな影響を
 与えた。福沢の没後も刊行は続いたが、
 昭和一一(一九三六)年一二月廃刊さ
 れた。

○『東京日日新聞』(西日本で『大阪
 每日新聞』の題号で発行された。昭和
 一八(一九四三)年題号を『毎日新聞』
 に統一し、現在に至っている。

今回開架に用いられるのは明治五年二月二
 一日(旧暦、西暦では三月二十九日)の
 創刊号から明治三〇(一八九七)年一
 月三〇日号までの複製版である。

(石崎 康子)